

滋 税 第 2 5 3 号
令和 2 年 (2020 年) 7 月 17 日

滋賀県税制審議会
会長 諸富 徹 様

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀にふさわしい税制のあり方について (諮問)

本県は、2030 年を目標年次として、「変わる滋賀 続く幸せ」を基本理念とした「滋賀県基本構想」を平成 31 年 3 月に策定しました。この構想に基づき、私たち滋賀県民は、社会が迎える未知の変化をチャンスと捉え、私たち自身が時代に合わせてしなやかに変わり続けることにより、一人ひとりが、いつまでも幸せを実感できる滋賀を目指しているところです。

そのためには、安定的かつ持続可能な財政基盤を確保することはもとより、受益と負担のあり方を巡る議論を通じて、県民が相互に信頼し合い、かつ、行政もまた県民から信頼される地域社会の実現が不可欠であり、それこそが真の地方自治のあるべき姿であると考えております。

については、以上を踏まえ、新しい自治の一つの可能性を滋賀から発信していくことを見据えつつ、本県の行政需要に対する税財源を確保することを企図して、専門的な見地からの議論を通じ、具体的な施策の検討につなげるため、滋賀にふさわしい税制のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

記

- (1) 滋賀にふさわしい税制の目指すべき方向性について
- (2) 滋賀にふさわしい税制へ向けた合意形成のあり方について
- (3) 滋賀にふさわしい税制についての具体的提言